

## (2) 助言による支援の状況

### (要旨)

#### ア 行政機関及び民間機関の助言の活用状況及び有用度

当省のアンケート調査結果により、6次産業化事業に取り組む事業者が、その実施に当たり活用したSC、都道府県、市区町村、金融機関等による助言に対する有用度(注)の評価をみると、その大半の機関について「有用」とする意見が7割を超えるなど、事業者の課題の解決の一助となっていることがうかがえる。

しかし、前述第3-2-(2)-アのとおり、事業開始後においては、行政機関や民間機関の支援を活用する事業者の割合が低下する一方で、課題に「対応できなかった」とする事業者の割合が上昇している。このような実態に鑑みると、事業者において、直面する課題への対応として、行政機関や民間機関による支援を必ずしも十分に活用できていない可能性も考えられる。

(注) 「有用」とは、当省のアンケート調査で、「役に立った」又は「ある程度役に立った」と回答した事業者を合計したものであり、「有用とはいえない」とは、「あまり役に立たなかった」又は「役に立たなかった」と回答した事業者を合計したものである。以下、アンケート調査結果に基づく「行政機関及び民間機関の助言の有用度」に関する記載において同じ。

#### イ SC事業の実施状況等

##### (ア) 制度の概要等

農林水産省は、農林漁業者の6次産業化や農商工等連携等の課題の解決を支援するため、総合化基本方針に基づき、平成23年度から全国に6次産業化に関する相談窓口であるSCを設置する事業を実施している。

具体的には、中央段階に中央SCを、都道府県段階に都道府県SCを、それぞれ設置し、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティング、経営管理、関連する法律制度等に関する知識や経験を有する民間等の専門家をプランナーとして登録した上で、農林漁業者から6次産業化、農商工等連携等の相談を受けた場合、必要に応じてプランナーを派遣するなどして、各種課題の解決を支援している。

##### (イ) SCの活用状況及び有用度

当省のアンケート調査結果では、事業開始時又は開始後に直面した課題への対応のためにSCを活用した事業者は18.9%(225/1,189事業者)となっている。これを制度的支援別の活用割合でみると、認定総合化事業者では67.8%(145/214事業者)となっているのに対して、A-FIVE出資事業者では7.1%(2/28事業者)、農商工等連携事業者では16.8%(17/101事業者)、非認定事業者では7.2%(61/846事業者)となっており、認定総合化事業者以外の事業者における活用は低調な状況となっている。

また、SCを活用した225事業者についてSCによる助言の有用度について問うたところ、「有用」としている事業者は、81.8%(184/225事業者)となって

いる。これを制度的支援別にみると、認定総合化事業者では 89.7% (130/145 事業者)、A-FIVE 出資事業者では 100% (2/2 事業者)、農商工等連携事業者では 82.4% (14/17 事業者)、非認定事業者では 62.3% (38/61 事業者) となっており、SC による支援は事業者からは一定の評価を得ているものと考えられる。

#### (ウ) SC 事業における空白期間

SC 事業は、平成 30 年度は「6 次産業化サポート事業実施要領」(平成 30 年 3 月 29 日付け 29 食産第 5447 号)に基づき、交付決定者(地方農政局長等)の補助金の交付決定により実施することとされている。ただし、事業実施主体(都道府県)は交付決定前着手届を事業承認者(地方農政局長等)に提出すれば、当該交付決定前に SC 事業に着手することが可能であるとされている。

実地調査した 25 都道府県 SC における、平成 28 年度事業終了日及び 29 年度事業開始日並びに 29 年度事業終了日及び 30 年度事業開始日についてみると、それぞれ 9 都道府県 SC において、前年度の事業終了日と当年度の事業開始日との間が 30 日以上の間が生じている例がみられた。また、前年度の事業終了日から当年度の事業開始日までの間、支援の「空白期間」(以下、単に「空白期間」という。)が生じたことにより、プランナーの派遣ができないなどの支障が生じている例もみられた。

空白期間が生じている実務上の原因としては、i) 地方農政局等と都道府県との事務手続に一定の期間を要すること、ii) SC 事業を委託している場合、公募や契約等の委託に係る手続に一定の期間を要することが考えられる。

#### ウ 地方公共団体における独自の支援

6 次産業化の取組に対する助言による支援については、SC 事業以外に、地方公共団体において、地域に根ざした独自の取組が行われているものもある。

#### ア 行政機関及び民間機関の助言の活用状況及び有用度

6 次産業化に取り組む事業者に対しては、国、地方公共団体等により、事業に際して直面する課題を解決するために助言による支援が行われている。

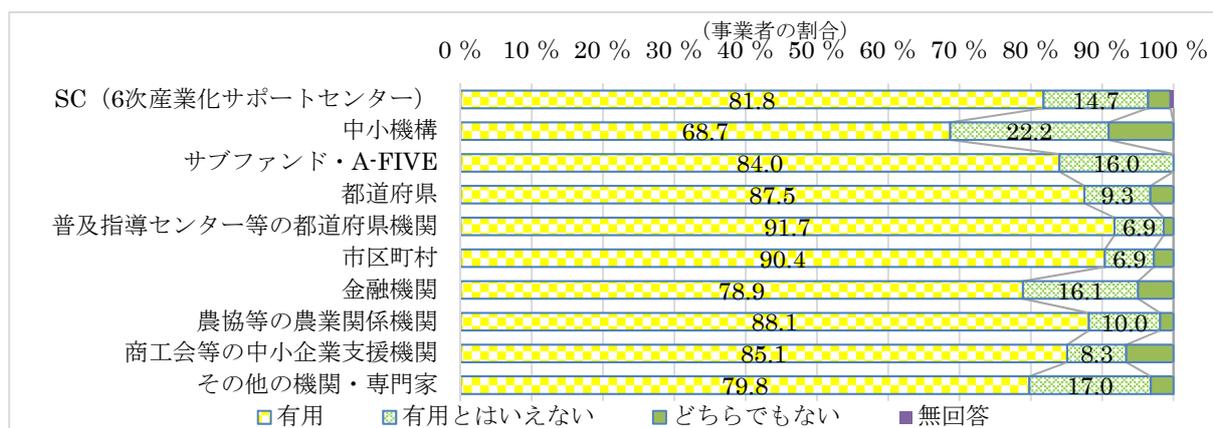
当省のアンケート調査結果では、事業開始時又は開始後に直面した課題に対し、行政機関や民間機関からの助言を活用しつつ対応したものがみられる。アンケート調査有効回答者 1,189 事業者(注)における行政機関や民間機関からの助言の活用状況及び有用度の評価をみると、図表 5-(2)-①のとおり、中小企業者への支援を中心とする中小機構からの助言を除き、いずれの助言機関からの助言についても 7 割以上の事業者が「有用」であったと回答している。中でも、「普及指導センター等の都道府県機関」及び「市区町村」からの助言については、活用した事業者の 9 割以上が「有用」であると回答している。

このことから、行政機関及び民間機関の助言は、事業者の課題の解決の一助となっていることがうかがえる。

しかし、前述第3-2-(2)-アのとおり、事業開始後においては、行政機関や民間機関の支援を活用する事業者の割合が低下する一方で、課題に「対応できなかった」とする事業者の割合が上昇している。このような実態に鑑みると、事業者において、直面する課題への対応として、行政機関や民間機関による支援を必ずしも十分に活用できていない可能性も考えられる。

(注) 各助言機関による助言を活用したと回答した事業者数の合計である。

図表 5-(2)-① 行政機関又は民間機関の助言の活用状況及び有用度



(単位：事業者、%)

助言機関	助言機関を活用した事業者	助言の有用度			無回答
		有用	有用とはいえない	どちらともいえない	
SC (6次産業化サポートセンター)	225	184 (81.8)	33 (14.7)	7 (3.1)	1 (0.4)
中小機構	99	68 (68.7)	22 (22.2)	9 (9.1)	0 (0)
サブファンド・A-FIVE	25	21 (84.0)	4 (16.0)	0 (0)	0 (0)
都道府県	216	189 (87.5)	20 (9.3)	7 (3.2)	0 (0)
普及指導センター等の都道府県機関	507	465 (91.7)	35 (6.9)	7 (1.4)	0 (0)
市区町村	436	394 (90.4)	30 (6.9)	12 (2.8)	0 (0)
金融機関	161	127 (78.9)	26 (16.1)	8 (5.0)	0 (0)
農協等の農業関係機関	480	423 (88.1)	48 (10.0)	9 (1.9)	0 (0)
商工会等の中小企業支援機関	181	154 (85.1)	15 (8.3)	12 (6.6)	0 (0)
その他の機関・専門家	94	75 (79.8)	16 (17.0)	3 (3.2)	0 (0)

(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 「助言機関を活用した事業者」とは、各助言機関による助言を活用したと回答した事業者数であり、合計1,189事業者である。なお、複数回答のため「総数」は一致しない。

3 ( ) は、各助言機関による助言を活用した事業者を100とした場合の割合を表す。

## イ SC事業の実施状況等

### (7) 制度の概要等

#### a SC事業の概要

農林水産省は、六次産業化・地産地消法が施行された平成 23 年度から、農林漁業者が農林漁業及び関連事業の総合化に取り組むに当たり直面する課題を解決するため、総合化基本方針に基づき、全国に 6 次産業化に関する相談窓口を設置する事業として SC 事業を実施している。

具体的には、中央段階に中央 SC を、都道府県段階に都道府県 SC を、それぞれ設置し、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティング、経営管理、関連する法律制度等の各分野に関する知識や経験を有する民間等の専門家をプランナーとして登録した上で、農林漁業者から 6 次産業化、農商工等連携等の相談を受けた場合、必要に応じてプランナーを派遣するなどして、各種課題の解決を支援している。

#### b SC事業の事業運営

SC 事業の事業運営の変遷は、以下のとおりである。

- ① 六次産業化・地産地消法が施行された平成 23 年度からは、「6 次産業化総合推進対策事業」により、地方農政局等が民間団体等の事業実施主体に委託して SC を設置
- ② 平成 25 年以降は、「6 次産業化サポート事業」により中央 SC (注 1) を、「6 次産業化ネットワーク活動交付金 (うち支援体制整備事業)」により都道府県 SC を設置
- ③ 平成 30 年度からは、中央 SC も都道府県 SC も「6 次産業化サポート事業」に一本化され、都道府県は事業実施主体となり、地方農政局等が事業実施主体に対する管理・監督を直接実施

このように事業運営の在り方に関する変遷が生じている中で、SC 事業の実質的な実施機関 (注 2) が年度により異なる SC もみられ、実地調査した 25 都道府県 SC において、平成 25 年度から 28 年度までの 4 年間、SC 事業の実施機関が同一の SC は 17 都道府県 SC、変更があった SC は 8 都道府県 SC となっている。

また、この点に関して、実地調査した都道府県からは、SC 事業に関して、支援のノウハウに関する蓄積のしやすさに鑑み、同一の実施機関による継続的な支援を実施することが望ましいとの意見も示されている。

(注 1) 中央 SC は「6 次産業化サポート事業」により、平成 29 年度まで A-FIVE が、30 年度は株式会社パソナ農援隊が事業を運営している。

(注 2) 委託により実施している場合は当該委託先を、一部事務作業についてのみ委託している場合は事業実施主体を実施機関とみなしている。

#### (イ) プランナーの専門分野別登録人数

プランナーは、平成 30 年 3 月末現在、全国で 1,264 人（中央 SC で 244 名、都道府県 SC で 1,020 名）登録されている。

実地調査した 25 都道府県 SC における平成 28 年度のプランナーの専門分野別の登録状況と、28 年度の満足度調査(注 1)で得られた今後支援を必要とする専門分野とを比較すると、以下のとおり、プランナーの登録数の多い専門分野と今後支援を希望するとの回答が多い専門分野はおおむね符合しており、基本的に支援ニーズに沿ったプランナーの登録が行われているものと考えられる。（図表 5-(2)-②参照）。

- ① プランナー（526 名）(注 2)の専門分野別の登録状況について、平成 28 年度末に登録数が多い分野の上位 3 位をみると、i) 新商品企画（293 名）、ii) 新商品の販路開拓（279 名）、iii) 新商品の商品設計（270 名）の順となっている。
- ② 平成 28 年度の満足度調査において、「今後支援を必要とする」と回答があった農林漁業者 1,731 名のうち、支援を希望する専門分野の回答数(注 3)の上位 3 位をみると、i) 新商品企画（847 名）、ii) 新商品の販路開拓（773 名）、iii) 新商品企画の情報収集・分析（707 名）の順となっている。

(注 1) 「満足度調査」は、SC 事業の事業内容の一つであり、SC を通じてプランナーの派遣を受けた農林漁業者に対して、プランナーの改善提案、取組姿勢、今後支援を必要とする専門分野等についてアンケート調査を行うものである。なお、実地調査した 25 都道府県 SC のうち独自様式により満足度調査を実施しているものは集計の対象から除いている。

(注 2) 実地調査した 25 都道府県 SC における平成 28 年度末時点のプランナー数の合計である。なお、専門分野は複数登録が可能となっている。

(注 3) 満足度調査では、支援を希望する専門分野は複数回答が可能となっている。

図表5-(2)-② 専門分野別の登録数及び回答数（平成28年度）

（単位：名、位、件）

専門分野	①プランナーの登録数		②支援ニーズ	
	登録数	順位	回答数	順位
新商品企画	293	1	847	1
新商品の販路開拓	279	2	773	2
新商品の商品設計	270	3	693	4
新商品企画の情報収集・分析	255	4	707	3
ブランディング	244	5	686	5
経営管理	193	6	262	13
他事業者とのネットワーク	177	7	322	10
広告・宣伝	171	8	643	6
農林水産物の加工技術	156	9	516	7
サービスの提供	150	10	205	16
申請書類等の作成	146	11	390	9
小売	136	12	295	11
補助事業の情報収集	134	13	476	8
6次産業化事業体の設立	101	14	191	17
品質管理	95	15	274	12
生産管理	95	15	247	14
資金調達	95	15	221	15
雇用・人材育成	90	18	178	18
法令	80	19	110	21
農林水産物の生産技術	77	20	153	19
輸出	32	21	125	20
宗教	10	22	16	22

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 プランナーの登録数の多い順に並べている。

### (ウ) SC の活用状況及び有用度

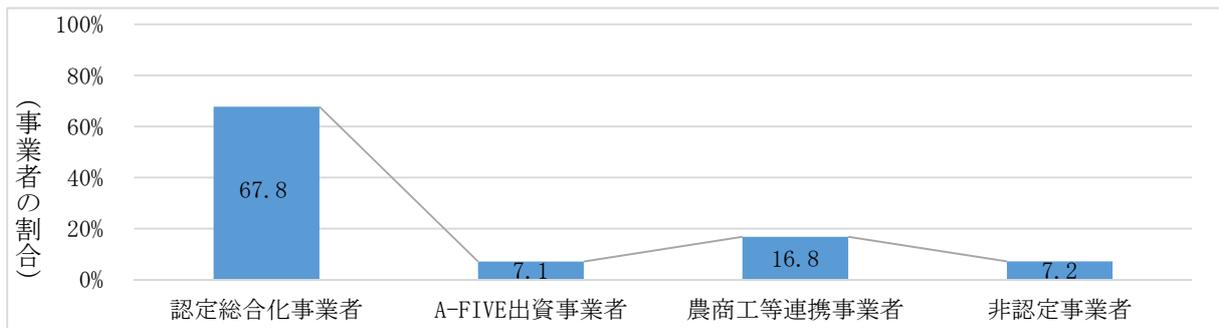
当省のアンケート調査結果では、事業開始時又は開始後に直面した課題への対応のために SC を活用した者は、図表 5-(2)-③のとおり、18.9% (225/1,189 事業者) となっている。これを制度的支援別の活用割合で見ると、図表 5-(2)-③のとおり、認定総合化事業者では 67.8% (145/214 事業者) となっているのに対して、A-FIVE 出資事業者では 7.1% (2/28 事業者)、農商工等連携事業者では 16.8% (17/101 事業者)、非認定事業者では 7.2% (61/846 事業者) となっており、認定総合化事業者以外の事業者における活用は低調な状況となっている(注1)。

また、SC を活用した 225 事業者について、SC による助言の有用度について問うたところ、「有用」としている事業者は、81.8% (184/225 事業者) となっている。これを制度的支援別にみると、認定総合化事業者では 89.7% (130/145 事業者)、A-FIVE 出資事業者では 100% (2/2 事業者)、農商工等連携事業者では 82.4% (14/17 事業者)、非認定事業者では 62.3% (38/61 事業者) となっており、SC による支援は事業者からは一定の評価を得ている(注2)ものと考えられる。

(注1) 実地調査結果では、非認定事業者のうち 26.7% (8/30 事業者) において、自らが SC の支援を受けられることを認識していなかった。

(注2) 実地調査した中央 SC 及び 25 都道府県 SC における平成 28 年度の満足度調査結果をみても、プランナーによる改善提案等に対して、「満足」又は「おおむね満足」と回答した農林漁業者は 98.7% となっていた。

図表 5-(2)-③ SC の活用状況 (制度的支援別割合)



(単位：事業者、%)

区分	制度的支援別				(参考) 全体
	認定総合化 事業者	A-FIVE 出資事業者	農商工等 連携事業者	非認定 事業者	
助言機関を活用した事業者	214	28	101	846	1,189
SC を活用した事業者	145	2	17	61	225
割合	(67.8)	(7.1)	(16.8)	(7.2)	(18.9)

(注) 1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 表中の割合は、制度的支援別の、助言機関を活用した事業者のうち SC を活用した事業者の割合を表す。

## (I) SC 事業における空白期間

### a 空白期間の状況

SC 事業は、平成 29 年度は「6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 食産第 6074 号）、30 年度からは「6 次産業化サポート事業実施要領」（制定 平成 26 年 4 月 1 日付け 25 食産第 4902 号、全部改正 30 年 3 月 29 日付け 29 食産第 5447 号）（注 1）に基づき、交付決定者（注 2）の補助金の交付決定により実施することとされている。ただし、事業実施主体は交付決定前着し届を事業承認者（注 3）に提出すれば、当該交付決定前に SC 事業に着手することが可能であるとされている。

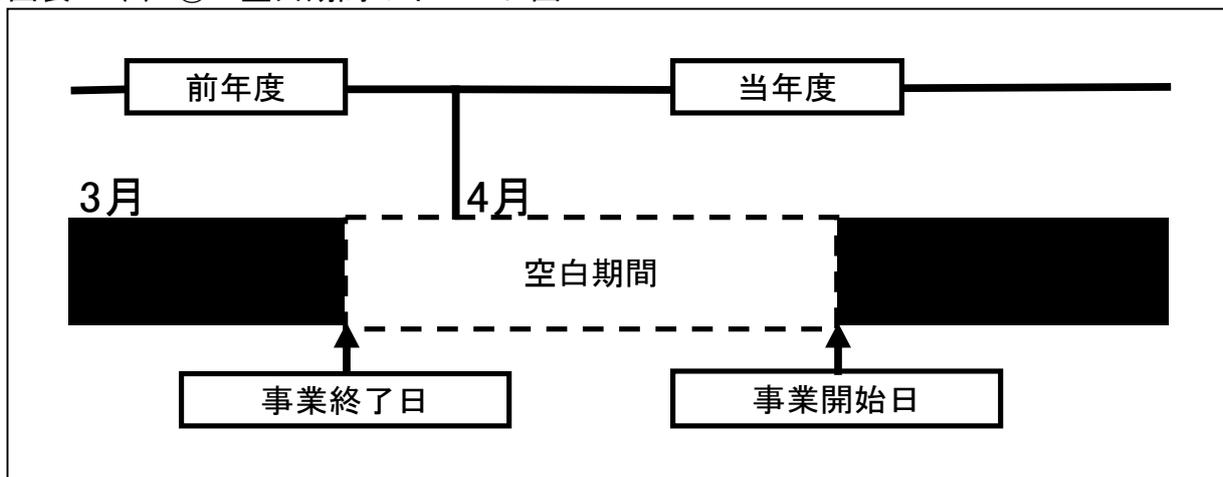
実地調査した 25 都道府県 SC における、平成 28 年度事業終了日及び 29 年度事業開始日並びに 29 年度事業終了日及び 30 年度事業開始日についてみると、図表 5-(2)-④のとおり、空白期間が生じている状況がみられ、また、図表 5-(2)-⑤及び⑥のとおり、当該期間が 30 日以上生じているものが、それぞれ 9 都道府県 SC 存在した。

（注 1） 「6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」（平成 29 年度）と「6 次産業化サポート事業実施要領」（30 年度）の主な相違は、i）交付金から補助金となった点、ii）事業実施主体が「都道府県」に限定された点（ただし関係機関への委託は可能）、iii）農業系支援組織又は商工系支援組織の関係機関との連携を強化した点である。

（注 2） 「農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱」（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 食産第 5457 号）において、中央 SC については農林水産大臣、都道府県 SC については地方農政局の管轄区域内に所在する都府県は地方農政局長、北海道は北海道農政事務所長及び沖縄県は内閣府沖縄総合事務局長と定められている。

（注 3） 「農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱」（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 食産第 5463 号）において、中央 SC については食料産業局長、都道府県 SC については地方農政局の管轄区域内に所在する都府県は地方農政局長、北海道は北海道農政事務所長及び沖縄県は内閣府沖縄総合事務局長と定められている。

図表 5-(2)-④ 空白期間のイメージ図



（注） 1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 事業終了日は実績報告書の事業の完了年月日、事業開始日は交付決定前着し届を提出している場合は当該届出に基づき着手した日、交付決定前着し届を提出していない場合は交付金の交付決定日をいう。

図表 5-(2)-⑤ 実地調査した 25 都道府県 SC のうち空白期間が 30 日以上生じているもの（平成 28 年度及び 29 年度）

都道府県 SC	平成 28 年度 事業終了日	29 年度事業開始日		空白期間
		交付決定前着手届に 基づき着手した日	交付決定日	
神奈川県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 7 月 25 日	平成 29 年 7 月 27 日	115 日
沖縄県 SC	平成 29 年 3 月 30 日	平成 29 年 6 月 1 日	平成 29 年 6 月 20 日	62 日
奈良県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	提出なし	平成 29 年 5 月 26 日	55 日
岩手県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 5 月 24 日	平成 29 年 6 月 7 日	53 日
宮城県 SC	平成 29 年 3 月 24 日	平成 29 年 5 月 12 日	平成 29 年 5 月 19 日	48 日
富山県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 5 月 17 日	平成 29 年 6 月 22 日	46 日
福井県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 5 月 11 日	平成 29 年 5 月 31 日	40 日
島根県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 5 月 11 日	平成 29 年 5 月 25 日	40 日
長野県 SC	平成 29 年 3 月 31 日	提出なし	平成 29 年 5 月 11 日	40 日

(注)1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 交付決定前着手届を提出している場合は、その日を基準に空白期間を算出している。

図表 5-(2)-⑥ 実地調査した 25 都道府県 SC のうち空白期間が 30 日以上生じているもの（平成 29 年度及び 30 年度）

都道府県 SC	平成 29 年度 事業終了日	30 年度事業開始日		空白期間
		交付決定前着手届に 基づき着手した日	交付決定日	
島根県 SC	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 13 日	平成 30 年 6 月 20 日	73 日
宮城県 SC	平成 30 年 3 月 26 日	提出なし	平成 30 年 5 月 28 日	62 日
沖縄県 SC	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 5 月 29 日	平成 30 年 6 月 27 日	59 日
岩手県 SC	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 5 月 21 日	平成 30 年 6 月 7 日	51 日
奈良県 SC	平成 30 年 3 月 30 日	提出なし	平成 30 年 5 月 21 日	51 日
香川県 SC	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 5 月 14 日	平成 30 年 6 月 7 日	43 日
愛知県 SC	平成 30 年 3 月 29 日	平成 30 年 5 月 9 日	平成 30 年 5 月 16 日	40 日
山形県 SC	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 5 月 7 日	平成 30 年 5 月 28 日	36 日
神奈川県 SC	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 5 月 1 日	平成 30 年 5 月 10 日	31 日

(注)1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 交付決定前着手届を提出している場合は、その日を基準に空白期間を算出している。

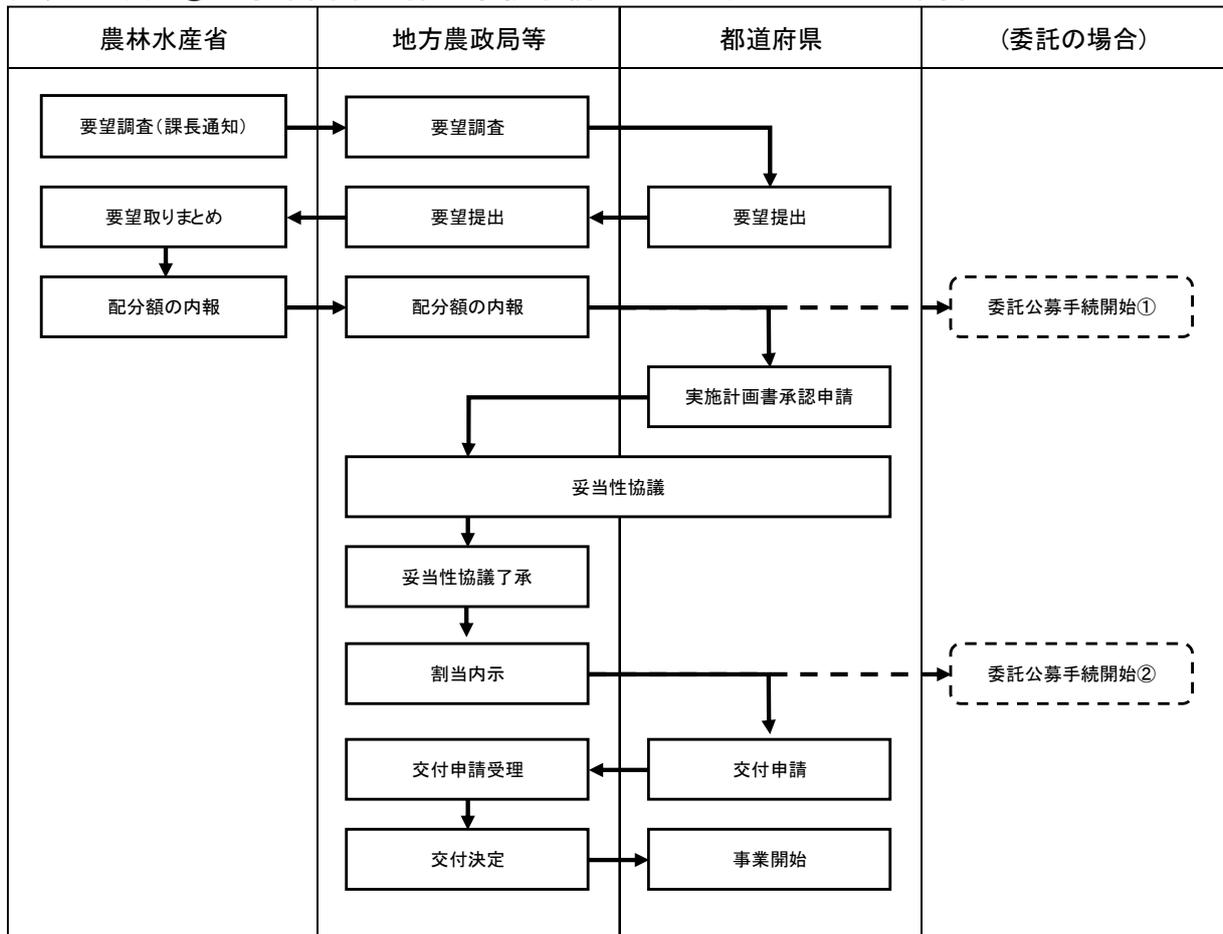
b 空白期間が生じている実務上の原因

事業開始に係る関係機関の事務手続は、図表 5-(2)-⑦及び⑧のとおりである。

空白期間が生じている実務上の原因としては、i) 地方農政局等と都道府県との事務手続に一定の期間を要すること、ii) SC 事業を委託している場合、公募や契約等の委託に係る手続に一定の期間を要することが考えられる。特に、委託の場合、委託先の公募手続の実施に当たって、地方農政局等からの「配分額の内報」を要するとしている都道府県や、「割当内示」を要するとしている都道府県など、委託の公募手続の開始時期の解釈に差がみられ、これらが SC 事業の開設時期の遅延を招いているものと考えられる。

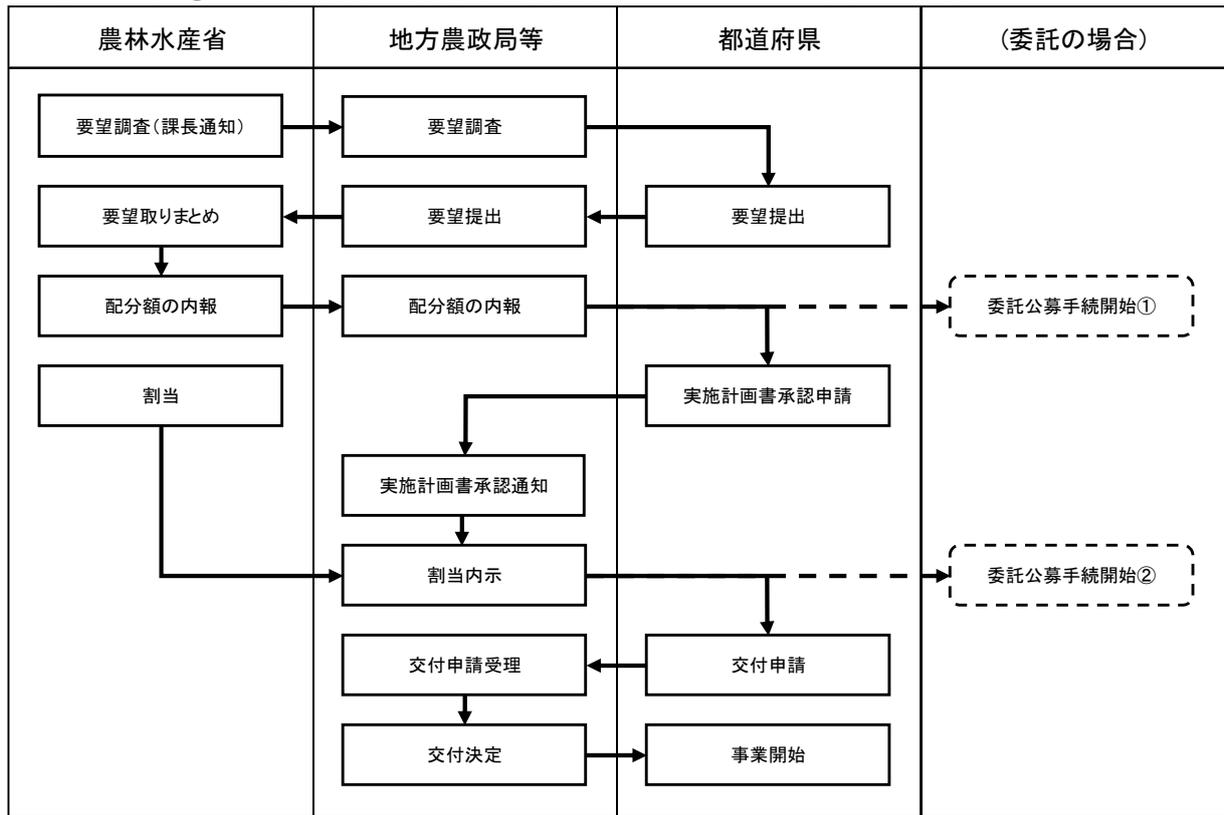
他方、SC 事業の 4 月当初の開始の可否について実地調査した 25 都道府県に問うたところ、「4 月当初の開始が可能である」としているのが 9 都道府県、「4 月当初の開始は困難だが 4 月中の開始は可能である」としているのが 9 都道府県、「4 月中に開始することは困難である」としているのが 7 都道府県となっており、半数以上（18 都道府県）が 4 月中の開始であれば可能としている。

図表 5-(2)-⑦ 事業開始に係る事務手続のフロー図（平成 29 年度）



(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 5-(2)-⑧ 事業開始に係る事務手続のフロー図（平成 30 年度）



(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

c 空白期間が生じたことによる支障等

図表 5-(2)-⑨のとおり、実地調査した 25 都道府県 SC では、空白期間が生じたことにより、プランナーの派遣ができないなど農林漁業者の求めている支援がしばらく中断するといった支障が生じている例もみられた。

図表5-(2)-⑨ 空白期間が生じたことにより、農林漁業者の求めている支援がしばらく中断した例

<p>&lt;宮城県 SC&gt;</p> <p>夏に旬を迎える「きくらげ」について、農閑期である 4～5 月に販売戦略を策定したいとの要望があったが、SC を開設していなかったため、プランナーを派遣することができず、販売戦略策定には至らなかった。</p>
<p>&lt;山形県 SC&gt;</p> <p>総合化事業計画策定の際には、投資計画、損益計画、補助金活用の有無なども含めて総合的に検討を行うことから、空白期間が生じた分、計画の作成が遅れることがあった。</p> <p>また、国及び県ともに、各種補助金の申請等の事務手続は 3 月中旬から 5 月末までとなる場合が多いが、当該期間中、これら事務手続に係るプランナーの支援を受けられないという例があった。</p>
<p>&lt;栃木県 SC&gt;</p> <p>事業者は、総合化事業計画書の作成等について SC の運営スタッフである企画推進員から助言を受けていたが、事業年度が切り替わる平成 28 年度の事業終了日から 29 年度の事業開始日まで、SC が設置されていない空白期間（26 日）が生じたことから、その間、総合化事業計画書の作成等に係る支援を受けることができなかった。</p>
<p>&lt;広島県 SC&gt;</p> <p>当県 SC が 2 か年にわたり支援を行った事業者は、i) 米粉麺の開発に向けた付加価値や価格設定の整理、ii) 椎茸の加工品開発に係る既存商品と差別化を図るための商品企画・設計等の専門性が求められる分野について、支援が中断する等の支障があった。</p>
<p>&lt;沖縄県 SC&gt;</p> <p>総合化事業計画の認定申請に係る支援は継続を要するが、空白期間に作業がストップし、認定が滞る一因となっている。</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

#### d 空白期間中における相談ニーズ

実地調査した 25 都道府県における空白期間中の相談のニーズの有無についてみると、図表 5-(2)-⑩のとおり、「相談ニーズは他の月と比較して高い」としているものが 3 都道府県、「相談ニーズは他の月と同じ程度である」としているものが 14 都道府県、「相談ニーズは他の月と比較して低い」としているものが 8 都道府県となっている。

図表5-(2)-⑩ 空白期間中の相談のニーズ

<p>【相談ニーズは他の月と比較して高い：3 都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 北海道は積雪の影響によって冬から春にかけて相談が多く、4月の相談ニーズも高いと考えられる。(北海道)</li><li>・ 6次産業化に取り組むに当たっては、加工品のブラッシュアップや販路拡大、設備整備等が必要となる。それらに対応する各種補助金の申請等の事務手続は春先に多いことから、年度末から年度初めの相談が発生すると考えられる。(山形県)</li><li>・ 当県では、果樹農家が多く、4月は農繁期に入る前で、相談ニーズは高いと考えられる。(岡山県)</li></ul>
<p>【相談ニーズは他の月と同じ程度である：14 都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当県では、農業者だけでなく、漁業者による6次産業化の取組事例も多いため、農閑期に限らず、年間を通じて一定の相談ニーズがあると推測される。(宮城県)</li><li>・ 当県の農業生産は品目が多岐にわたっており、農閑期がばらついているため、相談ニーズについても月による変動は小さい傾向がある。(愛知県)</li><li>・ 当県 SC へ相談に来る農業者等は、6次産業化の商品開発から販路開拓まで幅広く、継続的な相談者が多いので、年間を通じて相談がある。(熊本県)</li></ul>
<p>【相談ニーズは他の月と比較して低い：8 都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当県 SC への農林漁業者からの相談に関しては、事業者自ら行うよりも、当県 SC の企画推進員からの働きかけを受けて行われることが多いと推量される。よって、年度当初(空白期間)は、支援機関等の活動が本格化する前であること、また、農繁期であることから、相談ニーズが少ないと考えられる。ただし、前年度から継続して支援要望のある事業者については、年度当初でも一定のニーズがある。(岩手県)</li><li>・ 当県の農家は大半が3~4月が営農準備期間であることから、6次産業化に係る相談ニーズは他の時期と比較すると低いと考えられる。(富山県)</li><li>・ 当県は米作りが主体であり4~5月は農繁期であることから、他の月より相談ニーズが低いと考えられる。(福井県)</li></ul>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

e 空白期間を解消・是正するための独自の取組

一方、図表5-(2)-⑪のとおり、実地調査した25都道府県の中には、県独自の予算措置等により、空白期間の解消・是正に努めている例もみられた。

図表5-(2)-⑪ 都道府県において空白期間を生じさせることなく切れ目のない支援を実施している例

<山形県 SC>

前年度の事業終了が平成29年3月31日、交付決定前着手届の提出に基づき同年4月28日に事業に着手しており、通常であれば、空白期間が27日生じているところであるが、当該期間中は、県費による予算措置を行うことで、切れ目のない支援を実現している。

<埼玉県 SC>

前年度の事業終了が平成29年3月31日、交付決定前着手届の提出に基づき同年4月27日に事業に着手しており、通常であれば、空白期間が26日生じているところであるが、他団体へ委託することなく、県自らが当県SCを運営することで、空白期間を作らず相談受付を行っている。

<島根県 SC>

前年度の事業終了が平成29年3月31日、交付決定前着手届の提出に基づき同年5月11日に事業に着手しており、通常であれば、空白期間が40日生じているところであるが、当該期間中は、当県しまねブランド推進課の島根型6次産業推進事業アドバイザー（島根県独自事業）を兼務したプランナーが同課から派遣されている。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

## f 空白期間への対策を求める意見

また、図表 5-(2)-⑫のとおり、実地調査した 25 都道府県 SC 及びプランナーからは、空白期間への対策を求める意見等も示されている。

図表5-(2)-⑫ 空白期間への対策を求める意見

<p>&lt;北海道 SC&gt;</p> <p>事前に企画推進員を通じて事業者に対し空白期間の説明を行い、その間は、北海道や北海道農政事務所が窓口となって対応していることから、クレームの発生はない。</p> <p>ただし、冬期間（農閑期間）に事業計画の作成や商品開発・販路開拓に取り組む事業者が多く、委託先である法人が実施している中小企業者を対象とした専門家派遣事業では対応できないため、空白期間の対策は必要と考える。</p>
<p>&lt;栃木県 SC&gt;</p> <p>事業実施に必要な事務手続のため、毎年、SC 事業の開始日が 4 月中・下旬になることから、年度末から事業開始までの間に、サポート活動を行うことができず、事業者等への支援が中断してしまうため、継続した活動ができるよう対応をお願いしたい。</p>
<p>&lt;広島県 SC&gt;</p> <p>当県では、SC 業務を、毎年度公募により業者を選定して外部委託しているが、国の実施計画書の承認（4 月）の後に、公募開始する必要があるため、また、公募手続に約 1 か月を要するため、その間、空白期間が生じる。計画承認前に公募を開始し業者を決定できれば、計画承認後に速やかに業務を開始できる。</p>
<p>&lt;プランナー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 農林漁業者の中には、3 月中旬から 4 月中旬までは日程が空いている場合もあるが、その間は、都道府県 SC 業務の委託契約上、対応できないため、委託契約後に対応しなければならず、継続的な支援ができない場合がある。</li><li>○ 農産物の旬の時期でなければ売れないものや、4 月からの催事に間に合わせたいものなどもあるので、できるだけ通年派遣ができるよう取り組んでほしい。</li><li>○ 事業委託先が決まるまでの間、3 月から 4 月までは、プランナーの派遣がストップする。商談会へ出展する準備は半年以上かかることもあるので、2 か月間の空白期間があるのはもったいない。</li></ul>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

## g 農林水産省の対応状況

空白期間については、平成 31 年 1 月に農林水産省食料産業局から地方農政局長等宛てに、「農山漁村 6 次産業化対策事業のうち「6 次産業化都道府県サポート事業」における 6 次産業化都道府県サポートセンターの早期設置に向けた取組について」（平成 31 年 1 月 30 日付け 30 食産第 4242 号）が発出されており、業務改善に向けた取組が行われつつある。

## ウ 地方公共団体における独自の支援

6次産業化の取組に対する助言による支援については、前述のSC事業によるもの以外に、地方公共団体において独自の取組が行われているものもある。

実地調査した25都道府県及び48市町村においても、図表5-(2)-⑬～⑯のとおり、地域に根ざした独自の助言による支援を行っている例がみられた。

図表5-(2)-⑬ 市に相談対応の窓口を設置することにより地域に密着した支援を行っている例

事業名	・石巻市6次産業化・地産地消推進センター（宮城県石巻市・平成26年度～） （委託事業）
実施した経緯・概要等	<p>石巻市（以下、本表において「市」という。）では、平成26年度から、市内の農林漁業者の経営多角化及び所得向上並びに地場産業の振興を推進することを目的として、「石巻市6次産業化・地産地消推進センター」（以下、本表において「センター」という。）を設置。</p> <p>センターでは、農林漁業者からの相談対応（総合化事業計画の作成支援を含む。）、商品開発のための支援、販路拡大に向けた支援などを民間事業者へ委託して実施しており、地域に密着した支援を実施。</p>
事業の実績等	<p>農林漁業者からの相談対応の実績は、平成26年度458件、27年度849件、28年度591件を受け付けている（電話、来所及びセンター職員による訪問を含む。）。また、6次産業化に関する専門的知識を有する職員を支援員として配置し、必要に応じて支援員を事業者のもとに派遣した。これらの取組の結果、総合化事業計画の認定件数は、平成27年度5件、28年度3件となっている。</p> <p>商品開発のための支援では、平成28年度にJAいしのまきと共催でセミナーを7回開催し、5事業者が、米ぬかふりかけ、白菜の海藻はさみ漬け、かぼちゃパウンドケーキなど8種類の商品を完成。</p> <p>販路拡大に向けた支援では、市の食材を首都圏にPRし取引につなげるために、平成28年11月に、市の食材を使用したメニューの試食会を都内のフランス料理店にて開催。「Huitres（注）の食べ比べ」、「水耕セリと土耕セリの食べ比べ」など8品を作り、生産者を含めた試食会を開催。</p> <p>（注）フランス語で「かき」（貝類）のこと。</p>

（注） 当省の調査結果に基づき作成した。

図表5-(2)-⑭ 県独自事業によるきめ細かい支援が奏功している例

<p>事業名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6次産業連携コーディネート強化事業（岡山県・平成24年度～）</li> <li>・6次産業化「はじめの一步」支援事業のうち、「きらめき★アイデアを新商品に」プロジェクト（岡山県・平成27年度～）（委託事業）</li> </ul>
<p>実施した経緯・概要等</p>	<p>（6次産業連携コーディネート強化事業）</p> <p>岡山県（以下、本表において「県」という。）では、平成24年度から、6次産業化に関する相談・支援窓口が多岐にわたり、農林漁業者等に必要な情報が伝わっていない場合があるなどの課題があることから、農林漁業者等のニーズや支援策等の情報を一元的に収集・提供し、取組の意欲ある人と人を結ぶ「6次産業連携コーディネートセンター」（以下、本表において「センター」という。）を設置。</p> <p>センターでは、専属のコーディネーターを配置し、相談対応の実施や事業者のマッチング、支援担当者による情報交換会「おかやま6次化ふえ」の開催、支援ニーズや支援策などの情報収集や SNS 等での情報提供などを実施している。また、地域段階において、県の出先機関である県民局（3か所）に「6次産業化推進地域チーム」を設置するとともに、広域農業普及指導センター（県内4か所）に「地域活動班」を設置し、地域段階での支援も実施しており、県段階、地域段階において、きめ細かい支援体制を整備。</p> <p>（「きらめき★アイデアを新商品に」プロジェクト）</p> <p>県では、平成27年度から、6次産業化に取り組む初期段階への支援を強化するため、総合化事業計画の認定を受けようとする事業者に対して、商品企画に携わる事業者により、商品企画から開発までの過程をオーダーメイドで支援するプロジェクトを岡山県 SC（岡山県商工会連合会）に委託して実施。</p>
<p>事業の実績等</p>	<p>（6次産業連携コーディネート強化事業）</p> <p>センターにおける相談対応の実績は、農林漁業者及び商工業者合わせて平成26年度308件、27年度225件、28年度は404件受け付けている。情報交換会「おかやま6次化ふえ」の開催実績としては、毎年度月1回（年間12回）開催しており、「首都圏等における販売戦略」や「総合化事業計画の認定事業者の事例研究」、「食品衛生管理」など、毎回異なる議題を取り上げている。</p> <p>また、地域活動班においても情報交換会を同様に開催しており、備北広域（高梁地域・新見地域）では「備北広域6次化ふえ」を月1回程度（年間10回）開催。</p> <p>（「きらめき★アイデアを新商品に」プロジェクト）</p> <p>本プロジェクトの採択事業者及び商品開発数は、平成27年度は4事業者（応募事業者6事業者）、商品開発11点（トマトソフトクリーム、ドレッシングなど）、28年度は6事業者（応募事業者6事業者）、商品開発7点（マスカットソフトクリーム、ベジタブルブロス（野菜の出汁）など）。採択事業者は本事業の支援を受けた後に、全て総合化事業計画の認定を受けている。</p>

これらの取組が奏功し、平成28年度の総合化事業計画の認定件数は9件と全国第2位となっている。

なお、下表のとおり、本プロジェクトや当県 SC を活用し、総合化事業計画の認定を受け、県外商談会での商談成立などの実績を出している例もある。

表 本プロジェクトや SC を活用し、総合化事業計画の認定を受け、県外商談会での商談成立などの実績を出している例

平成 28 年 1 月	センターに、事業者から商品開発(有機野菜を使用した加工商品)について相談があった。事業者、中国四国農政局、センター、岡山県 SC の 4 者で今後の方向性を検討した結果、総合化事業計画の申請に向けて支援していくことを決定。
同年 3 月	事業者からセンターに商品の加工がうまくいかないことや賞味期限の問題について相談があった。事業者、センター、岡山県 SC で検討した結果、プランナーによるアドバイスを受ける方針を決定。
同年 4 月	プランナーを派遣。プランナーから、フリーズドライ商品は既存商品が多く出回っており、加工場も持っていない現状でフリーズドライ食品に手を出すことはリスクも大きいことから、有機無農薬野菜の生産に取り組んでいる事業者の特色を生かすためにも有機無農薬野菜を使用した出汁(既にほぼ完成している。)の商品開発を目指してはどうかとの提案があった。
同年 5 月	事業者はプランナーのアドバイスを受け、有機無農薬野菜等を使用した出汁の商品開発を目指すことを決定。
同年 7 月	「きらめき★アイデアを新商品に」プロジェクトに応募し、採択を受ける。同事業で、パッケージデザインや販促ツールを作る。
同年 9 月	加工施設が有機 JAS 認定取得。
同年 12 月	商品(パッケージを含む。)が完成。総合化事業計画の認定申請。
29 年 1 月	総合化事業計画の認定を受ける。
同年 2 月	岡山県 SC 主催の「6 次産業化交流会」(商談会)に出展。パイヤーから商品について高評価を受ける。
同年 5 月	県単独事業「首都圏販売テクニックマスタースクール」の採択を受ける。
同年 7 月	上記事業による首都圏商談会(とっとりおかやま新橋館(東京都))に出展。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表5-(2)-⑮ 県の実情を踏まえた県独自事業を実施している例

事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県6次産業化アドバイザー派遣事業（島根県・平成26年度～）</li> <li>・島根型6次産業推進事業（島根県・平成26年度～）（注）</li> </ul> <p>（注）平成26、27年度は、島根型6次産業ステップアップモデル事業。</p>												
実施した経緯・概要等	<p>島根県（以下、本表において「県」という。）の6次産業化の取組は、全国と比較して小規模であることを踏まえ、平成26年度から、島根県6次産業化アドバイザー派遣事業及び島根型6次産業推進事業（通称「しまろく事業」）を開始した。</p> <p>表 県内の6次産業化の規模感</p> <p style="text-align: right;">（単位：億円、事業体、百万円）</p> <table border="1" data-bbox="416 719 1385 913"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①農業生産関連事業の年間販売金額</th> <th>②農業生産関連事業の事業体数</th> <th>1事業体当たり （①/②）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国平均</td> <td>397</td> <td>1,285</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>122</td> <td>880</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）6次産業化総合調査（平成26年度農林水産省）に基づき、当省が作成した。</p> <p>（島根県6次産業化アドバイザー派遣事業）          多様な6次産業化に取り組む農林漁業者等に対し、商品開発、販路開拓に係る助言を行う専門家「6次産業化アドバイザー」を派遣する事業である。          島根県SCは総合化事業計画の認定を目指す取組を主に支援しているのに対して、本事業は6次産業化の初期段階から気軽に活用することができる。          また、農林漁業者等以外の事業者（例えば、加工・製造業などの2次産業事業者、販売業などの3次産業事業者など）でも活用ができる。</p> <p>（島根型6次産業推進事業）          施設整備、商品開発や販路開拓等に係る経費を補助する事業である。国の事業と異なり、総合化事業計画の作成を要しない。</p>	区分	①農業生産関連事業の年間販売金額	②農業生産関連事業の事業体数	1事業体当たり （①/②）	全国平均	397	1,285	31	島根県	122	880	14
区分	①農業生産関連事業の年間販売金額	②農業生産関連事業の事業体数	1事業体当たり （①/②）										
全国平均	397	1,285	31										
島根県	122	880	14										
事業の実績等	<p>（島根県6次産業化アドバイザー派遣事業）          アドバイザー派遣件数は、平成26年度52件（27事業者）、27年度73件（37事業者）、28年度94件（42事業者）と毎年度増加し、一定のニーズがある。</p> <p>（島根型6次産業推進事業）          本事業の採択事業者数は、平成26年度21事業者、27年度16事業者（うち、26年度から継続3事業者）、28年度25事業者と増加傾向である。平成28年度の主な取組の例として、「地場産栗活用プロジェクト」、「地場産のワイン醸造用ブドウを活用したワインの製造・販売事業」など。</p>												

（注） 当省の調査結果に基づき作成した。

図表5-(2)-⑯ 市とアドバイザー（専門家）が協力して事業者のニーズを把握し6次産業化の取組を支援している例

事業名	江津市6次産業推進アドバイザー業務（島根県江津市・平成27年度～）
実施した経緯・概要等	<p>江津市（以下、本表において「市」という。）は、「まち・ひと・しごと創生江津市版総合戦略」（平成27年12月策定）において、雇用創出の重点施策の一つとして6次産業化の推進を掲げており、平成27年度から、6次産業の推進を図るため、「江津市6次産業推進アドバイザー業務」を委託により実施。</p> <p>市は、江津市アドバイザー（以下、本表において「アドバイザー」という。）と市職員の合同で、事業者へのヒアリングを行い、その結果に基づき、市内事業者と県内事業者とのマッチングを実施し、新商品の開発や既存商品のブラッシュアップを行っているほか、販路開拓の支援などを実施している。</p>
事業の実績等	<p>ヒアリングの実績として、平成27年度は36事業者、28年度は4事業者に対して実施。</p> <p>マッチングの実績として、平成27年度は新商品開発2件、既存商品のブラッシュアップ2件、28年度は新商品開発4件。いずれも国、県、市等の補助事業を活用している。</p> <p>販路開拓の支援として、アドバイザーを中心として、平成27年3月から28年7月にかけて東京での催事に市の41商品を出品（ハム・ソーセージ、桑の実ジャムなど）。</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。